利用までの流れ

自立支援給付の訓練等給付のサービス利用までの流れは以下のとおりです。

サービス利用までの流れ

（※サービス利用開始までに１～２ヵ月かかります）

① サービス利用の申請

障がい福祉課に申請をします。電話：0289-63-2176

② 計画提出依頼

対象となる申請者に対して、市から個別に「サービス等利用計画案・障害児支援計画案提出依頼書」を発行します。

③ 認定調査

調査員がご自宅・施設等に訪問し、ご本人の身体状況や生活状況について聞き取り調査を行います（認定調査）。
※併用するサービスによっては、障害支援区分の決定のため、認定審査会で審査が必要な場合があります。詳細はお問い合わせください。

④ 計画案の提出

計画の提出依頼を受けた申請者は、相談支援事業所に作成の依頼をすることになります。
相談支援事業所との利用契約後、事業所の相談支援専門員がご本人・ご家族と面会し、ご希望などをお伺いして計画案を作成し、申請者にお渡しします。
作成したサービス等利用計画案を下記の書類と併せて障がい福祉課に提出してください。
〇計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書兼依頼（変更）届出書

⑤ 支給決定

提出された計画案をもとに支給決定し、福祉サービス受給者証を発行します。

⑥ サービス利用開始

受給者証の内容にもとづき、サービス事業所と契約します。契約後、相談支援専門員によるサービス等利用計画が作成されます。
作成されたサービス等利用計画は、障がい福祉課に提出してください。サービス利用開始後は、相談支援専門員による定期的な見直し（モニタリング）が行われます。